

地福 第1917日
令和3年9月16日

関係施設 施設管理者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課長

社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症電話相談の実施について（通知）

日頃から、本府福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本府では、重症化リスクの高い高齢者が入所・利用する施設等をはじめとした社会福祉施設等のクラスター発生を予防し、社会基盤である福祉サービスを停滞させることのないよう、感染管理認定看護師（ICN）等の専門家を社会福祉施設等に派遣する社会福祉施設等感染症予防重点強化事業を実施しております。

この度、本事業の一環として、施設を訪問している感染管理認定看護師による電話相談を下記のとおり開始しますので、ご活用ください。

記

(1) 受付期間

令和3年9月16日（木曜日）から令和3年10月8日（金曜日）まで

*今後の実施については、改めてお知らせする予定です。

(2) 対象施設

大阪府内の社会福祉施設

(3) 受付方法

インターネット申込み（下記の URL から申込みをしてください）

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2021070004>

(4) 電話相談の流れ

① 「インターネット申込み」にて申込みをする

② 大阪府において受付

③ 内容確認後、感染管理認定看護師から架電（公益社団法人 大阪府看護協会に委託）

④ 電話にて、相談を実施

*相談内容によっては、メールやオンラインを活用した相談に切替えることがあります。

(5) 相談内容

新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策

*日常の感染予防対策などに関する相談を対象とします（現に陽性者が発生されているなど緊急性、切迫性のある内容は対象外となります）。

(6) 留意事項

- ・相談いただく内容によっては、感染管理認定看護師からの電話ではなく、本府からメールで回答を差し上げる場合があります。
- ・申込多数の場合（月8件程度を予定）や相談内容によっては、回答が難しい場合がありますので、ご容赦ください。
- ・なお、本府のホームページに、よくある質問をまとめておりますので、ご一読いただいたうえで、お申込みください。